

令和8年度大阪市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度大阪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 管 渠 延 長	4,995,251 メートル
(2) 抽 水 所	59 カ所
(3) 下 水 処 理 場	12 カ所
(4) スラ ッ ジ セ ン タ ー	1 カ所
(5) 建 設 改 良 事 業 の 概 要	
管 渠 工 事	23,462,026 千円
抽 水 所 工 事	17,724,250 千円
処 理 場 工 事	43,343,297 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の管渠費522,885千円の財源にあてるため、企業債522,000千円を借り入れる。

収 入

		千円
第1款 下水道事業収益	千円	90,227,263
第1項 営業収益		68,597,252
第2項 営業外収益		21,135,602
第3項 特別利益		494,409

支 出

		千円
第1款 下水道事業費用	千円	83,722,602
第1項 営業費用		79,746,544
第2項 営業外費用		3,946,058
第3項 予備費		30,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,512,387千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,457,167千円及び損益勘定留保資金30,055,220千円で補填するものとする。）。

		収 入	
			千円
第1款	資 本 的 収 入		82,954,241
		千円	
第1項	企 業 債	48,999,000	
第2項	固定資産売却代金	1,203	
第3項	国 庫 補 助 金	32,007,104	
第4項	一 般 会 計 補 助 金	121,788	
第5項	工 事 負 担 金	1,825,146	
		支 出	
			千円
第1款	資 本 的 支 出		117,466,628
		千円	
第1項	建 設 改 良 費	84,529,573	
第2項	企 業 債 償 還 金	32,937,055	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
	令和 年度	千円
管 渠 施 設 管 理 事 業	9	28,000
処 理 場 施 設 管 理 事 業	9	610,040
処 理 場 維 持 管 理	9～10	727,390
処 理 場 施 設 撤 去 工 事	9～10	320,500
工 事 積 算 シ ス テ ム 事 業	9～15	108,328
正 蓮 寺 川 基 盤 整 備 工 事	9	1,072,060
水 処 理 施 設 整 備 保 全 事 業	9～22	1,438,059
下 水 道 施 設 包 括 的 維 持 管 理 事 業	9～23	314,357,989
管 渠 工 事	9～13	16,729,016
抽 水 所 工 事	9～12	18,314,423
処 理 場 工 事	9～12	38,421,425
物 品 ・ 業 務 委 託 等 下 水 道 事 業	9	2,485,247

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業	千円 49,521,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	年9.5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。 ただし、本期間中に未償還額の範囲内において借り替えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、13,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,676,750千円である。